

審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府農林水産部水産課
内線番号	4993

No.	項目	内容
①	処分名	遊漁規則の認可及び変更の認可
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	129-1
⑤	処分権者	水産課長
⑥	法令の定め	<p>(遊漁規則)</p> <p>第二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕(以下「遊漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という。)には、左に掲げる事項を規定するものとする。</p> <p>一 遊漁についての制限の範囲</p> <p>二 遊漁料の額及びその納付の方法</p> <p>三 遊漁承認証に関する事項</p> <p>四 遊漁に際し守るべき事項</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。</p> <p>一 遊漁を不当に制限するものでないこと。</p> <p>二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。</p> <p>6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、その変更を命ずることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。</p>
⑦	審査基準	<p>1、認可申請書については、京都府内水面漁業規則で定められたものであること。</p> <p>2、水産業協同組合法48条第1項第9号の遊漁規則に制定等の総会又は総代会の議決を得たことを証する書面が添付されていること。</p> <p>3、内容が法令の規定に違反していないこと。</p> <p>4、遊漁を不当に制限しないこと。</p> <p>5、遊漁料の額が妥当であること。</p>
⑧	経由機関名	京都府水産事務所、広域振興局、市町
⑨	協議機関名	京都府内水面漁場管理委員会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 90日
	経由期間	10日
	協議機関	40日
	当該処分機関	40日
⑫	問合せ	水産事務所漁政課漁業漁船担当(0772-22-4438)
⑬	備考	行使規則の認可については漁業権の許可と同時に実施する 内水面にあって、遊漁規則の変更・廃止については行使規則の変更・廃止と同時に認可する